

【初版】

令和7年度（2025年度） 保育園・認定こども園 入園のしおり

年齢早見表【令和7年（2025年）4月1日時点】

クラス年齢	生 年 月 日
0歳児	令和06年4月2日以降
1歳児	令和05年4月2日～令和06年4月1日
2歳児	令和04年4月2日～令和05年4月1日
3歳児	令和03年4月2日～令和04年4月1日
4歳児	令和02年4月2日～令和03年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和02年4月1日



都 留 市

《 まえがき 》

本書は、主に市内の保育園（所）・認定こども園の入園手続き等について記載しています。

都留市にお住まいの方で、市外の保育園、認定こども園、幼稚園（新制度移行園）等の利用をご検討されている場合は、市町村により申請方法等が異なります。施設が所在する市町村へご確認ください。なお、申請先並びに入園審査は都留市となります。（管外委託）

詳しくは 29 ページにあります問合せ先までお問い合わせください。

《 目 次 》

1. 施設の種類について	1
2. 認定区分と利用できる施設について	2
3. 各種手続きの申請期間について	3
4. 保育園（所）・認定こども園について	4
5. 教育・保育給付認定制度について	6
6. 教育・保育給付認定申請（現況届）及び入園申込みについて	7
7. 利用調整・優先利用について	10
8. 利用者負担額（保育料）について	11
都留市利用者負担額（保育料）一覧	13
9. 保育料の減免について	14
10. 保育料の納付について	14
11. 給食費の納付について	15
12. 第2子以降3歳未満児の保育料無料化について	15
13. 保育料の滞納処分について	15
15. 有期認定子どもの継続利用について	16
16. 転園手続きについて	17
17. 退園手続きについて	17
18. 市指定様式のダウンロード	17
19. 幼児教育・保育の無償化について	18
20. 申請書の記入例	20
21. よくある質問（Q&A）	22
22. 地域子ども・子育て支援事業等について	24
○ 一時預かり事業	
○ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	
○ 病児・病後児保育事業	
○ 休日保育事業	
○ ファミリー・サポート・センター事業	
○ 子育てほっとステーション	
○ 母子健康手帳アプリ母子モ	
23. その他	29
○ 就労証明書の様式について	
○ お問合せ先	
○ おやこ de つどエール MAP	



1. 施設の種類について

幼稚園
3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用できる保護者：制限なし

保育園（所）
0～5歳

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用できる保護者：就労、親族の介護などの事情で、
家庭で保育できない保護者

認定こども園
0～5歳

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設

0歳から2歳

利用できる保護者：就労、親族の介護などの事情で、
家庭で保育できない保護者

3歳から5歳

利用できる保護者：制限なし

地域型保育
0～2歳

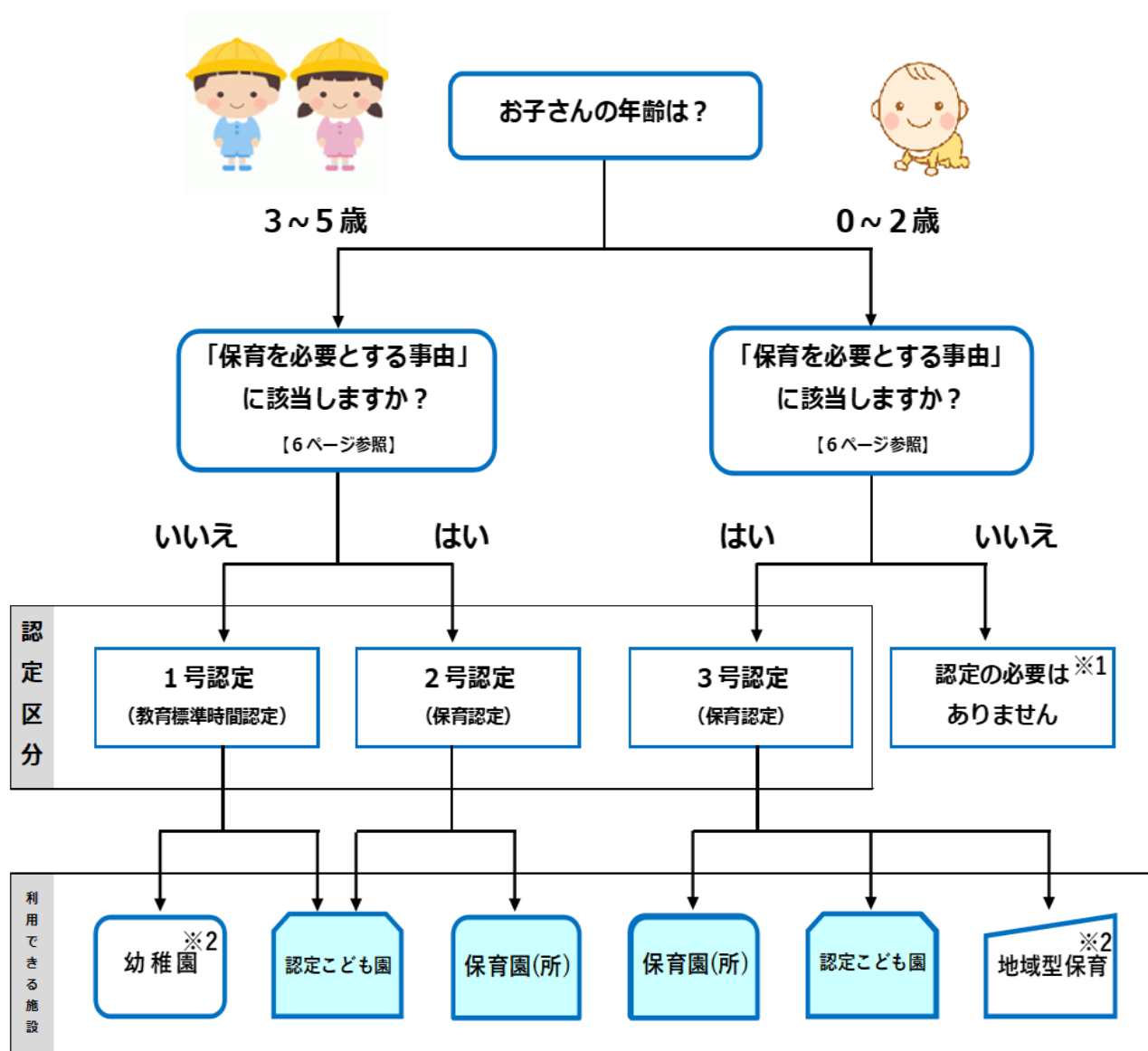
保育園（原則20人以上）より少人数の単位で、
0から2歳の子どもを保育する事業

利用できる保護者：就労、親族の介護などの事情で、
家庭で保育できない保護者

小規模保育、事業所内保育が該当



2. 認定区分と利用できる施設について



※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。（24・25ページ参照）

※2 都留市内に該当施設はありません。

◎ 就労等保育を必要とする事由があるご家庭でも、認定こども園等の教育を希望される場合は、1号認定を受けることができます。

3. 各種手続きの申請期間について

主な手続きの申請期間は次のとおりです。

提出書類、提出方法等については、それぞれの参照ページをご覧ください。

なお、令和7年度の定時入園（4月1日入園）及び現況届の受付期間等については、10ページをご覧ください。

◆ 新規入園

- 申請期間 入園希望日の2ヶ月前から1ヶ月前まで
- 参照ページ 7ページから9ページ（教育・保育給付認定申請（現況届）及び入園申込みについて）

◆ 現況届

- 申請期間 都留市が別に定める期間
- 参照ページ 7ページから9ページ（教育・保育給付認定申請（現況届）及び入園申込みについて）

◆ 変更申請

- 申請期間 変更事由発生日若しくは変更希望日の2週間前まで
- 参照ページ 16ページ（変更申請（届出）について）

◆ 継続入園（有期認定の子ども）

- 申請期間 認定（入所承諾）期間満了日の2週間前まで
- 参照ページ 16ページ（有期認定子どもの継続利用について）

◆ 転園

- 申請期間 転園希望日の1ヶ月前まで（4月1日転園を除く。）
- 参照ページ 17ページ（転園手続きについて）

◆ 退園

- 申請期間 退園予定日の2週間前まで
- 参照ページ 17ページ（退園手続きについて）



4. 保育園（所）・認定こども園について

■ 保育園（所）とは

保育園（所）（以下「保育園」といいます。）は、子どもの保護者が就労している場合や、病気などにより日中子どもを保育できない場合に、保護者に代わってお子さまを保育する施設です。このため、**ご家庭での保育が可能な場合は利用することができません。**

都留市には公立保育所（1施設）と私立保育園（3施設）があります。

○ 市内保育園（所）一覧

《令和6年9月1日現在》

地図 番号	名 称	住所・電話番号	利用 定員	送迎 バス	保育時間 上段：保育標準時間 下段：保育短時間	延長 保育
①	宝保育所 （公立）	大幡 1539 0554-45-3080	50	—	8：00～19：00 8：30～16：30	—
②	三吉保育園	法能 866 0554-45-2387	40	○	7：30～18：30 8：30～16：30	○
③	さくら保育園	田野倉 1324-2 0554-45-2700	40	—	7：30～18：30 8：30～16：30	—
④	東桂保育園	桂町 1239-1 0554-43-7185	60	—	7：30～18：30 8：30～16：30	—

■ 市内保育園・認定こども園所在地



■ 認定こども園とは

認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園（教育部）と保育園（保育部）の両方の機能を併せ持ち、地域における子育て支援事業を行う施設です。

教育部は、保護者の状況に関わらず、満3歳以上のお子さまであれば利用可能ですが、**保育部は、保育園同様、ご家庭での保育が可能な場合は利用することができません。**

都留市には私立幼稚園型認定こども園（2施設）と私立幼保連携型認定こども園（4施設）、私立保育所型認定こども園（1施設）があります。

○市内認定こども園一覧

《令和6年9月1日現在》

地図 番号	名 称	住 所・ 電話番号	利用 定員 上段：教育 下段：保育	送迎 バス	教育・保育時間 上段：教育標準時間 中段：保育標準時間 下段：保育短時間	延長 保育
⑤	青藍幼稚園 (幼稚園型)	上谷 3-6-30 0554-43-3168	35 50	○	8:30~14:45 ^{※2} 7:30~18:30 8:30~16:30	○
⑥	ひまわり幼稚園 (幼稚園型)	つる 2-3-23 0554-43-4194	45 80	○	8:00~15:30 ^{※2} 7:30~18:30 8:00~16:30	○
⑦	開地保育園 (幼保連携型)	小野 623 0554-43-3647	15 70	○	10:00~14:00 ^{※2} 7:15~18:15 8:30~16:30	○
⑧	長生保育園 (幼保連携型)	下谷 2954-3 0554-45-0683	25 80	○	8:30~16:30 ^{※2} 7:15~19:15 8:30~16:30	○
⑨	東陽保育園 (幼保連携型)	古川渡 655 0554-43-8867	15 95	○	8:30~15:30 ^{※2} 7:15~18:15 8:30~16:30	○
⑩	境保育園 (幼保連携型)	境 129-2 0554-45-2297	15 90	○	8:00~16:00 ^{※2} 7:45~18:45 8:00~16:00	○
⑪	川茂保育園 (保育所型)	川茂 172-1 0554-45-4088	15 50	○	8:30~16:30 ^{※2} 7:30~18:30 8:30~16:30	○

※1 円通保育園は、令和7年（2025年）3月31日で休園となります。

※2 教育標準時間前後の預かり保育を実施しています。



5. 教育・保育給付認定制度について

■ 教育・保育給付認定制度とは

施設が教育や保育を提供するために必要とする経費の全部又は一部を、国・県・市が利用者に給付することを認定する制度です。（給付費は、利用者ではなく直接施設へ支払われます。）

保育園や認定こども園を利用するには、この教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、保育の希望の有無や保護者の就労等による「保育を必要とする事由」と保育を必要とする時間「保育必要量」によって市が審査・認定を行います。

○ 3つの認定区分と保育必要量

認 定 区 分	教育認定（1号）	保育認定（2号）	保育認定（3号）
保 育 必 要 量	教育標準時間	保育標準時間又は保育短時間	
対 象 年 齢	満3歳以上		満3歳未満
保育を必要とする事由	不要	必要	
利 用 可 能 施 設	認定こども園（教育部）	保育園・認定こども園（保育部）	

○ 保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号）を希望する場合は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。また、事由やその状況等により「保育必要量（施設を利用できる時間）」が決まります。

保育を必要とする事由	保育必要量	
	保育標準時間※3	保育短時間※4
1 就労※1（家庭外労働、自営業、農業※2、内職等）	○※5	○
2 妊娠・出産（産前6週から産後8週の間まで）	○	○
3 保護者の疾病・障がい	○	○
4 同居親族の介護・看護	△※6	○
5 災害復旧	○	○
6 求職活動・起業準備	×	○
7 就学・職業訓練	△※6	○
8 育児休業（既に入園している子どもに限ります。）	×	○
9 その他、市が認める場合	△※6	○

※1 父母ともに月48時間（1日4時間以上かつ月12日以上）以上労働している場合

※2 事業として営んでいる農業に限ります。自家消費が目的の農業（家庭菜園等）は保育を必要とする事由に該当しません。

※3 1ヶ月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間まで）の保育時間

※4 1ヶ月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間まで）の保育時間

※5 原則、父母ともに月の労働時間が概ね120時間以上の場合に該当（保育短時間の選択も可）

※6 保育を必要とする事由の状況（就学時間帯や介護・看護の程度等）により決定します。

■ 認定期間

教育・保育給付の認定期間は、教育認定（１号）子ども及び保育認定（２号）子どもにあつては小学校就学前まで、保育認定（３号）子どもにあつては、満３歳の誕生日の前々日までとなります。ただし、妊娠・出産等の事由で保育認定を受けているお子さまにあつては、それぞれ認定期間が別に定められています。

認定期間終了後も引き続き保育園や認定こども園の利用を希望する場合は、改めて教育・保育給付認定を受ける必要があります。申請手続きについては、16 ページをご覧ください。

なお、教育・保育給付認定期間中は、毎年１回、現況届の提出が必要となります。

○ 認定期間が定められている事由（有期認定）

認 定 事 由	認 定 期 間
就労	有期雇用者にあつては、雇用期間の満了日が属する月の月末まで
妊娠・出産	出産日から起算して出産後８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動・起業準備	入園日から最大９０日を経過する日の翌日が属する月の末日まで
就学・職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
育児休業	育児休業の最終日が属する月の月末まで（最長２年間。ただし、育児休業の最終日が年度途中である場合は、年長児（５歳児）に限り当該年度の３月３１日まで）

6. 教育・保育給付認定申請（現況届）及び入園申込みについて

■ 施設見学

施設によって様々な教育・保育方針や特徴があります。施設の特徴や教育・保育理念などを確認するためにも、申し込み前にお子さまと一緒に施設をご見学ください。

なお、施設見学の際には、希望日時等、事前に施設へお問い合わせください。

■ 申込期日

入園の申込期日は、原則、入園希望日の１ヶ月前までです。期日を過ぎて申し込みされた場合、希望日に入園できない場合があります。

なお、保育料の滞納（きょうだい分を含む。）がある場合は、納付計画等について納付相談を行った上で申込みを受け付けます。

令和７年度定時入園（４月１日）の申込みにつきましては、10 ページをご覧ください。

■ 申込みに必要な書類

入園を希望する施設の種別や認定区分、事由、世帯の状況等により提出していただく書類が異なります。それぞれ必要な書類を提出してください。

申込用紙等は、市内の保育園、認定こども園又は都留市役所健康子育て課に備えてあります。市ホームページからもダウンロードすることができます。（17 ページ参照）

- 申込施設の種別や認定区分、保育を必要とする事由等に応じ、それぞれ「○」が付されている欄の書類を提出してください。
- 就労証明書、求職活動・起業準備申立書及び市町村民税課税証明書は、父母それぞれの分を提出してください。
- きょうだいで申し込みされる場合、きょうだい分省略可の書類は、1部の提出で構いません。この場合は、申し込みされる最年少のお子さまの申請書に添えて提出してください。
- 各種証明書類は、発行から3ヶ月以内のものを有効とします。

○ 全ての方に提出していただく書類

提出書類	保育園	認定こども園		きょうだい分省略
	保育認定	教育認定	保育認定	
子どものための教育・保育給付認定申請書・現況届兼特定教育・保育施設等利用申込書	○	○	○	不可
申込確認書	○	○	○	不可

○ 保育を必要とする事由別に提出していただく書類

事由	提出書類	保育園	認定こども園		きょうだい分省略
		保育認定	教育認定	保育認定	
就労	・就労証明書※ ¹ ・給与明細書の写し※ ² ・確定申告収支内訳書の写し※ ³ ・委託費等の支払明細書の写し※ ⁴	○	—	○	可
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）	○	—	○	可
保護者の疾病・障がい	・医師の診断書（市指定様式）又は障害者手帳の写し	○	—	○	可
同居親族の介護・看護	・同居親族の介護・看護に関する申立書 ・被介護・看護者の医師の診断書（市指定様式）又は要介護認定証の写しなど、常態として介護・看護が必要であることを確認できる書類	○	—	○	可
災害復旧	・り災を証明できる書類	○	—	○	可
求職活動・起業準備	・求職活動・起業準備申立書 ・ハローワーク受付票の写し（求職活動の場合） ・起業準備中であることを証明できる書類（起業準備の場合）	○	—	○	可
就学・職業訓練	・入学証明書又は在学証明書 ・時間割表等の写し	○	—	○	可
育児休業（在園児のみ）	・育児休業中の継続利用申立書 ・就労証明書※ ⁵	○	—	○	可
その他	・保育の必要性に関する申立書 ・申立内容を証明できる書類等	○	—	○	可

※¹ 就労証明書は、「就労証明書記載要領」と併せて事業所に提出してください。（29ページ参照）

※² 就労証明書の「7.就労実績」が未記入の場合は、直近3ヶ月分の給与明細書の写しを添付してください。

- ※3 就労証明書の「5.雇用の形態」が「自営業主」又は「自営業専従者」、「家族従業者」の場合は、自営業主の直近の確定申告収支内訳書の写しを添付してください。
 なお、「自営業専従者」、「家族従業者」で、添付した収支内訳書の給与賃金（雇人費）欄又は事業専従者欄に当該家族従業者名が記載されていない場合は、別途申立書等の書類の提出を求める場合があります。
- ※4 就労証明書の「5.雇用の形態」が「内職」の場合は、直近3ヶ月分の委託費等の支払明細書の写しを添付してください。
- ※5 就労証明書の「9.育児休業の取得」及び「11.復職（予定）年月日」が記入されたものに限り
 ます。

○ 該当者のみ提出していただく書類

該 当 者	提 出 書 類	きょう だい分 省 略
2024年1月1日に都留市に 住所（住民登録）がなかった方	・ 個人番号（マイナンバー）申告書※6 ☆必要に応じ市町村民税課税証明書を提出していただく 場合があります。（政令指定都市からの転入等）	可
ひとり親家庭の方	・ 児童扶養手当受給者証の写し又は戸籍謄本の写し	可
障がい者（児）を有する世帯の 方	・ 障害者手帳、特別児童扶養手当受給者証の写し	可
保護者が外国籍の方	・ 保護者及び入園申込児童の在留カード又は特別永住者 証明書の写し	可
転園を希望される方	・ 保育所等転園申込書 ・ 保育所等退所届	可
市外の保育園、認定こども園 等に入園を希望される方	・ 管外保育園等入所希望申立書	可

- ※6 教育・保育給付認定の申請にあたっては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

提出時に本人確認が必要となりますので、個人番号（マイナンバー）申告書は、直接、都留市役所健康子育て課へ提出してください。

○ 金融機関に提出していただく書類

提出書類	提 出 先 金 融 機 関 等	保育園	認定こ ども園	きょう だい分 省 略
都留市児童福祉費保護者負担金口座振替 依頼書	利用者負担額（保育料）は、口座振替での支払いとなります。 入園が決定しましたら「都留市児童福祉費保護者負担金口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印の上、次の取扱い金融機関へ必ず提出してください。 【取扱金融機関】 山梨中央銀行・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・ 都留信用組合・クレイン農業協同組合	○※7	—	不可

- ※7 令和4年4月2日以降生まれのお子さまが対象です。対象者には、入所承諾書と併せ振替依頼書を送付します。

○ その他

- ・ お子さまの父母の所得状況により家計の主宰者（12 ページ参照）の市町村民税課税証明書を提出していただく場合があります。
- ・ 必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。

令和 7 年度定時入園・現況届について

● 受付期間

☆ 継続入園（現況届）・転園

令和 6 年 11 月 1 日(金) ～ 令和 6 年 11 月 13 日(水)

☆ 新規入園

令和 6 年 11 月 1 日(金) ～ 令和 6 年 11 月 20 日(水)

☆ 新規入園 ^{注1}（年度途中に育児休業等から復職予定の方）

令和 6 年 11 月 1 日(金) ～ 令和 6 年 11 月 20 日(水)



● 提出場所

新規入園及び転園希望のお子さまの申込書は、都留市役所健康子育て課へ、
継続入園のお子さまの申込書は、通園されている施設へ提出してください。

● 審査結果の通知

令和 7 年 2 月下旬予定 ^{注2}

注 1 保育の需要量を把握するため、令和 7 年度中に育児休業又は出産休暇からの復職予定の方で、復職後に入園を希望される方に限り事前申込みを受け付けます。教育・保育給付認定後は、復職予定日の前日まで入所保留子どもとして登録されますが、入園を確約するものではありません。詳しくは、お問い合わせください。

注 2 受付期間以降に提出された方につきましては、期間内に提出された方の審査後に審査を行いますので、審査結果は 3 月下旬となります。
期間内の申し込みをお願いいたします。

7. 利用調整・優先利用について

教育・保育給付認定を受けた子どもであっても、都留市保育の必要性の認定に関する条例に定める「利用調整」の結果、定員超過等の理由により希望する施設に入園できない場合があります。

利用調整は、施設の利用定員の範囲内において、世帯の状況等を考慮（優先利用）して行います。優先利用の主な項目は次のとおりです。

- ・都留市にお住まいの子ども
- ・母子家庭・父子家庭及び障がい者（児）を有する世帯である場合
- ・保護者が失業状態等にあり、速やかに就労することが必要と認められる場合
- ・保護者が育児休業等から復職する場合
- ・入所しているきょうだいと同じ保育園・認定こども園の利用を希望する場合 など

8. 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、国が定める基準額を上限として、次の①から④の算定基準により、市が決定します。都留市の保育料は、13 ページをご覧ください。

なお、幼児教育・保育の無償化により 3 歳児から 5 歳児クラス（教育認定子どもにあっては、満 3 歳児以上）のお子さまの保育料は無償となっています。詳しくは 18 ページをご覧ください。

■ 保育料算定基準

① 保育料算定者（父母又は家計の主宰者）の市町村民税の課税状況

お子さまの父母の市町村民税の所得割^{※1}の合計額若しくは市町村民税の均等割^{※2}の課税状況で算定します。

お子さまの父母ともに所得割も均等割も課税されていない（非課税者）場合は、家計の主宰者（12 ページ参照）の所得割の額若しくは均等割の課税状況で算定します。

なお、保育料算定者が所得状況を申告されていない（未申告）場合は、所得状況の申告後、課税状況の変更届（16 ページ参照）が提出されるまで（提出日が属する日の月末まで）の間、最大階層（第 8 階層）の保育料となります。

※1 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）の額(ただし、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 45 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)

※2 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額

② 世帯区分

お子さまが属する世帯の区分（ひとり親世帯・障がい者（児）を有する世帯・生活保護世帯）で算定します。

③ 保育の必要量

保育を必要とする時間（保育標準時間、保育短時間）で算定します。

④ きょうだい構成

お子さまのきょうだい構成（第 1 子、第 2 子等）で算定します。

■ 保育料を算定する際に確認する課税資料の年度

4 月から 8 月の利用に係る保育料は、利用月が属する年度の前年度の課税資料で、9 月から翌年 3 月の利用に係る保育料は、利用月が属する年度の課税資料で算定します。

■ 家計の主宰者

家計の主宰者とは、保育園や認定こども園を利用するお子さま（利用子ども）と生計を一にする父母以外の直系尊属のうち、所得割の最多課税者若しくは均等割の課税者をいいます。

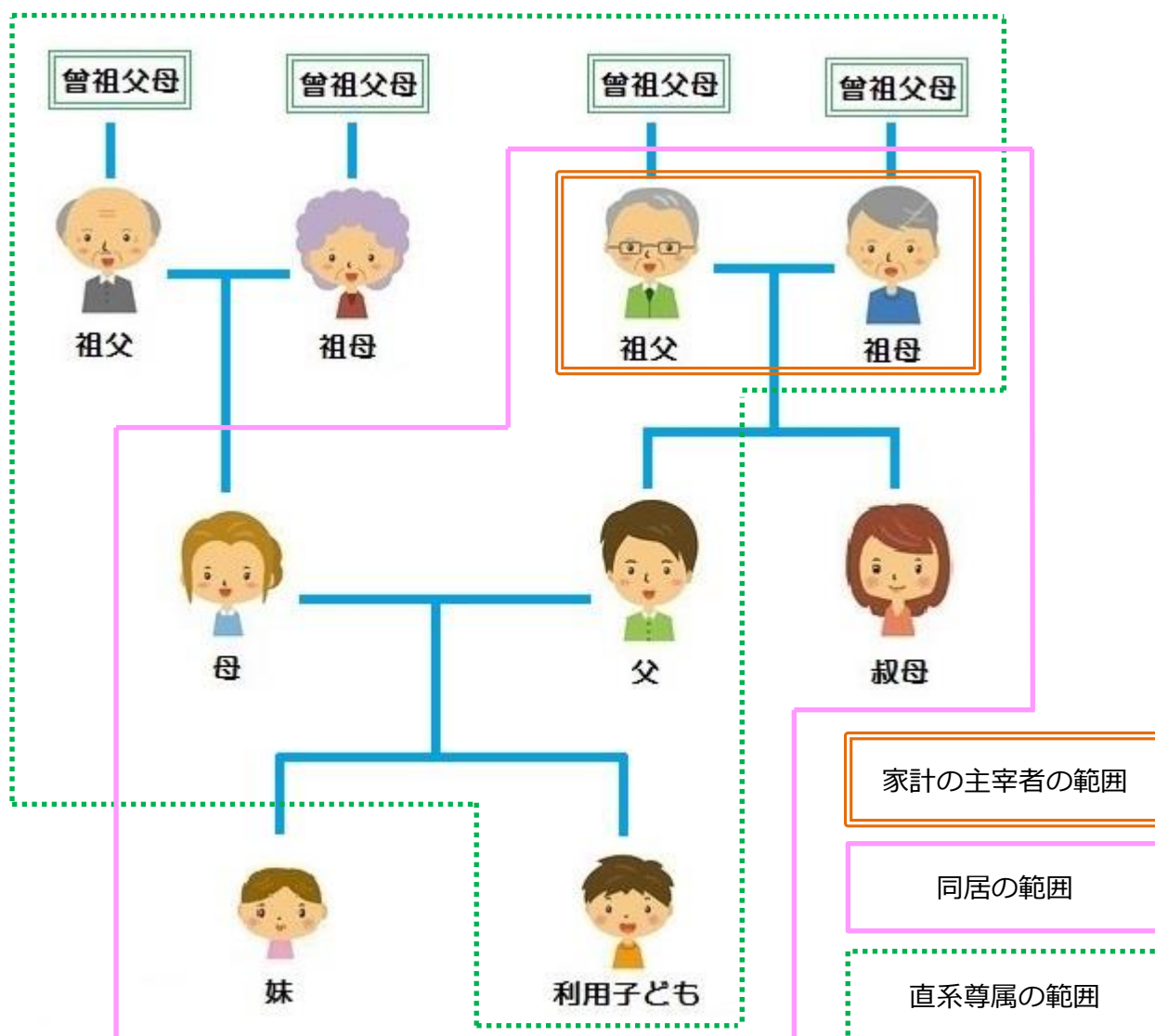
たとえば・・・

利用子ども（ひとり親世帯等以外の第1子、保育標準時間認定を想定）の父母ともに所得割も均等割も課税されていない（非課税者）場合、家計の主宰者の範囲（下図、2重線枠内）の祖父及び祖母の課税状況を調べます。

祖父の所得割課税額が50,000円、祖母の所得割課税額が30,000円の場合、所得割の額は、「祖父 > 祖母」となるので、家計の主宰者は祖父となります。

この場合、「所得割の合計額 = 祖父の所得割の額」となるので、保育料は、所得割の合計額が当てはまる「第4階層の1」（48,600円以上77,101円未満）の18,000円となります。（11ページ「都留市利用者負担額（保育料）一覧」参照）

《家計の主宰者の範囲》



都留市利用者負担額（保育料）一覧

保育認定（0 歳児から 2 歳児クラス）

（令和元年 10 月 1 日～）

世帯区分 （所得割の合計額）	階層	保育料（月額）			
		保育標準時間認定		保育短時間認定	
		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
生活保護法による被保護世帯	第 1 階層	0 円	0 円	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	第 2 階層	0 円	0 円	0 円	0 円
48,600 円未満	第 3 階層	12,500 円	6,250 円	12,300 円	6,150 円
ひとり親世帯等		6,250 円	0 円	6,150 円	0 円
48,600 円以上 77,101 円未満	第 4 階層の 1	18,000 円	9,000 円	17,600 円	8,800 円
ひとり親世帯等		9,000 円	0 円	8,800 円	0 円
77,101 円以上 97,000 円未満	第 4 階層の 2	23,500 円	11,750 円	23,100 円	11,550 円
97,000 円以上 139,000 円未満	第 5 階層の 1	30,000 円	15,000 円	29,500 円	14,750 円
139,000 円以上 169,000 円未満	第 5 階層の 2	38,000 円	19,000 円	37,400 円	18,700 円
169,000 円以上 200,000 円未満	第 6 階層の 1	42,000 円	21,000 円	41,300 円	20,650 円
200,000 円以上 301,000 円未満	第 6 階層の 2	47,000 円	23,500 円	46,300 円	23,150 円
301,000 円以上 397,000 円未満	第 7 階層	49,000 円	24,500 円	48,200 円	24,100 円
397,000 円以上	第 8 階層	50,000 円	25,000 円	49,100 円	24,550 円

- 所得割の合計額は、保育料算定者（父母又は家計の主宰者）に係る所得割の合計額をいいます。
- 非課税世帯とは、所得割及び均等割の両方が課税されない世帯をいいます。
- ひとり親世帯等とは、母子家庭・父子家庭及び障がい者（児）を有する世帯をいいます。
- 第 1 子、第 2 子等の数え方は、保育園等を利用する小学校入学前子どもの最年長者から順に、第 1 子、第 2 子、第 3 子、・・・と数えます。
ただし、所得割の合計額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等の場合は、77,101 円未満）の世帯は、当該世帯の最年長の子どもから順に、第 1 子、第 2 子、第 3 子、・・・と数えます。
- 全ての階層において、第 3 子以降の子どもの保育料は無料となります。
- 保育料算定者が所得状況を申告されていない（未申告）場合は、所得状況の申告後、課税状況の変更届が提出されるまで（提出日が属する日の月末まで）の間、最大階層（第 8 階層）の保育料となります。



9. 保育料の減免について

次のような場合、保育料の全部又は一部の減免が認められることがあります。

- 火災・自然災害等により資産に被害を受けた場合、又はこれにより収入が著しく減少すると認められる場合
- 失業などにより当該年度の収入が前年度に比べて著しく減少すると認められる場合
- その他、市長が減免に値すると認める状態にある場合

保育料の減免を受けるためには、申請手続きが必要です。詳しくは、都留市役所健康子育て課保育担当へご相談ください。

10. 保育料の納付について

保育料は、ご登録いただいた口座から毎月月末（12月を除く。また、金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日となります。）にその月の保育料を引き落とさせていただきます。残高不足等により引き落とし不能とならないよう事前に預金残高等のご確認をお願いします。

残高不足等により口座引落ができなかった場合は、「保育料納入通知書兼領収証書」を送付しますので、下記指定金融機関等で必ず納付してください。

なお、認定こども園を利用しているお子さまの保育料は、利用施設での徴収となります。納付日、納付方法等については、利用施設にお問い合わせください。

○ 指定金融機関等

山梨中央銀行、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合、クレイン農業協同組合、都留市役所会計課、都留市役所健康子育て課

令和7年度（2025年度） 保育料引落日（指定納期限）

利用月	引落日（指定納期限）	利用月	引落日（指定納期限）
4月分	令和7年4月30日（水）	10月分	令和7年10月31日（金）
5月分	令和7年6月2日（月）	11月分	令和7年12月1日（月）
6月分	令和7年6月30日（月）	12月分	令和7年12月25日（木）
7月分	令和7年7月31日（木）	1月分	令和8年2月2日（月）
8月分	令和7年9月1日（月）	2月分	令和8年3月2日（月）
9月分	令和7年9月30日（火）	3月分	令和8年3月31日（火）

11. 給食費の納付について



保育認定を受けた 3 歳児から 5 歳児クラスのお子さまの給食費のうち、副食費※¹（おかずやおやつ材料費をいいます。）は、これまで保育料に含まれていましたが、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化の対象とならない副食費については、主食費（お米などの材料費をいいます。）同様、利用施設に納付していただくこととなります。金額及び納付方法等については、利用施設にお問い合わせください。教育認定子どもについては、これまでと変わりありません。

なお、0 歳児から 2 歳児クラスのお子さまの給食費（主食費・副食費）につきましては、これまでどおり保育料に含まれています。

※¹ 副食費の免除制度があります。詳しくは 19 ページをご覧ください。

12. 第 2 子以降 3 歳未満児の保育料無料化について

この制度は、仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、次の①から③の全ての要件に該当するお子さまの保育料を無料とするものです。

無料化の適否については、保育料算定の際に併せて審査・決定します。

- ① 保護者と生計を一にする子どもの最年長者から順に数えて 2 番目以降の子どもであり、かつ、満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子どもであること。
- ② 保育料算定者に係る所得割の合計額が、169,000 円未満であること。
- ③ 保護者に保育料の滞納がないこと。

【注意】

無料化の決定を受けた保護者が、無料化の対象子ども以外のお子さまに係る保育料を滞納した場合は、当該保育料に係る督促状が発せられた日が属する月から当該保育料を納付するまで（納付日が属する日の月末まで）の間、無料化の決定を取り消します。

なお、保護者が偽りその他不正な手段により無料化の決定を受けたときは、無料化した保育料の全部又は一部を遡及して請求する場合があります。

13. 保育料の滞納処分について

指定納期限までに保育料を納付されない場合は、当該指定納期限から 20 日以内に督促状が発せられます。

また、督促後に発せられる催告書で指定する納期限までに保育料を納付されない場合、又は納付に係る相談がない場合は、都留市保育料滞納対策実施規則第 6 条第 1 項の規定により、滞納している保育料の全部又は一部を児童手当等から特別徴収するほか、同規則第 7 条の規定により、給与や財産等の差押え（滞納処分）を行う場合があります。

14. 変更申請（届出）について

住所や課税状況、就労状況の変更など、申請（届出）内容に変更が生じた場合や支給認定区分、保育必要量の変更を希望する場合は、変更事由発生後又は変更希望日の2週間前までに変更の申請（届出）が必要となります。

申請用紙等は、市内の保育園、認定こども園又は都留市役所健康子育て課に備えてあります。市ホームページからもダウンロードすることができます。（17 ページ参照）

○ 変更申請（届出）が必要な事由及び提出書類

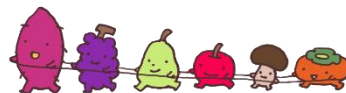
変 更 事 由	変 更 事 例	申請（届出）書類
教育・保育給付認定区分の変更	教育認定 ⇔ 保育認定	子どものための教育・保育給付認定 変更申請書兼変更届 «添付書類» ・各種申立書・届出書 ・変更内容を証明する書類 （就労証明書等） ・子どものための教育・保育給付費 支給認定証（認定証の交付を受けている方） ・その他、審査にあたり必要と認める書類
保育必要量の変更	保育標準時間 ⇔ 保育短時間	
利用希望期間の変更		
保育を必要とする事由の変更	就労 ⇒ 妊娠・出産	
就労状況の変更	転職、退職等	
氏名の変更	婚姻、離婚等による氏の変更	
住所の変更	市内での引っ越し（転居）等	
電話番号の変更		
教育・保育給付認定保護者の変更	父 ⇔ 母	
家族構成の変更	婚姻、離婚、別居等	
課税状況の変更	所得の修正申告等による税額の変更等	
その他の変更		

15. 有期認定子どもの継続利用について

有期認定（7 ページ参照）のお子さまで、認定期間終了後も引き続き施設の利用（保育を必要とする事由が必要です。）を希望される場合は、子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届に必要な書類を添付して、認定期間満了日の2週間前までに都留市役所健康子育て課へ提出してください。

なお、「求職活動」を事由に給付認定を受けている方は、正当な理由がない限り再度、「求職活動」で給付認定を受けることはできません。

16. 転園手続きについて



転園を希望される場合は、転園希望日の 1 ヶ月前までに手続きが必要となります。なお、転園区分により提出書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

申請用紙等は、都留市役所健康子育て課に備えてあります。市ホームページからもダウンロードすることができます。(下記参照)

転園区分	提出書類
市内の保育園等へ転園する場合	・保育所等転園申込書 ・保育所等退所届
市外の保育園等へ転園する場合	・保育所等退所届 ・子どものための教育・保育給付費支給認定証（認定証の交付を受けている方） ・新規入園書類一式 ☆7 ページ（申込みに必要な書類）参照 ・施設が所在する市町村で指定する書類等

■ 市外転出に伴う転園

市外へ転出（お引越し）される方は、都留市と転出先市町村の両方で手続きが必要となります。詳しくは、都留市役所健康子育て課保育担当へお問い合わせください。

17. 退園手続きについて

退園される場合は、退園予定日の 2 週間前までに「保育所等退所届」を通園されている施設又は都留市役所健康子育て課へ提出してください。

なお、「子どものための教育・保育給付費支給認定証」の交付を受けている方は、認定証を添付してください。

18. 市指定様式のダウンロード

入園の申し込みに必要な申請書等の市指定様式は、都留市役所ホームページの下記サイトからダウンロードすることができます。

都留市役所（[www//city.tsuru.yamanashi.jp](http://www.city.tsuru.yamanashi.jp)）⇒
 つるし子育て応援サイト ⇒ 場面別で探す（預ける）⇒
 入園に関するご案内



19. 幼児教育・保育の無償化について



幼児教育・保育の無償化は、子ども達に対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的としています。

～ 保育園・認定こども園に関する無償化の制度概要 ～

(幼稚園や認可外保育施設等に係る無償化については、市ホームページをご覧ください。)

■ 対象子ども

無償化の対象となる子どもは、3歳児から5歳児クラスの全ての子どもと市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもです。

ただし、認定こども園を利用する教育認定子どもは、満3歳児（3歳の誕生日を迎えた子ども）から無償化の対象となります。

■ 無償化の対象となる費用

利用施設	保育料	入園料	預かり保育利用料	給食費	その他費用※1
保育園	○	－	×	×	×
認定こども園（教育認定）	○	×	○※2	×	×
認定こども園（保育認定）	○	－	×	×	×

※1 「その他費用」とは、施設の管理費や送迎バスの利用料など、標記以外の費用です。

※2 保育を必要とする事由(6ページ参照)を有し、保育の必要性の認定を受けた子どもに限ります。

■ 対象費用のうち、無償となる額

区 分	保育園	認定こども園（教育認定）		認定こども園（保育認定）
	保育料	保育料	預かり保育利用料	保育料
3歳児から5歳児クラス	全額	全額	月額上限 11,300円	全額
満3歳児	－	全額	対象外	－
満3歳児 (市町村民税非課税世帯)	－	全額	月額上限 16,300円	－
0歳児から2歳児クラス (市町村民税非課税世帯)	全額	－	－	全額

■ 給食費について

給食費とは、お米代などの「主食費」とおかず代やおやつ代の「副食費」のことをいいます。

これまで、3歳児から5歳児クラスの保育認定子どもの保育料には副食費が、0歳児から2歳児クラスの子どもの保育料には主食費と副食費の両方が含まれていましたが、お米やおかずなどの材料費は在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、幼児教育・保育の無償化後も給食費については保護者負担となります。

○ 給食費の納付方法

教育認定子ども及び3歳児から5歳児クラスの保育認定子どもの給食費（主食費・副食費）については利用施設へ、0歳児から2歳児クラスの子どもの給食費については、これまでどおり保育料として、市または利用施設へ納付していただきます。

教育認定子ども及び3歳児から5歳児クラスの保育認定子どもの給食費の額及び納付方法等については、利用施設へお問い合わせください。

○ 給食費（副食費）の免除について

次に該当するお子さまの副食費は、免除（公費負担）となります。免除の適否については、保育料算定の際に併せて市が審査・決定します。

- (1) 年収360万円未満相当の世帯の子ども
- (2) 第3子以降の子ども^{※3}



※3 第3子以降の子どもとは、教育認定子どもについては小学校3年生までの子どもの最年長者から順に数えて3番目以降の子ども、保育認定子どもについては小学校就学前の子どもの最年長者から順に数えて3番目以降の子どもをいいます。

■ 申請手続き

保育園や認定こども園を利用している方は、無償化に伴う申請は不要です。

ただし、認定こども園の預かり保育を利用する教育認定子ども^{※4}については、事前に「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を市に提出し、無償化のための利用給付認定を受ける必要があります。

申請方法並びに申請に必要な書類等につきましては、お問い合わせください。

※4 預かり保育の無償化の対象となる子どもは、教育認定子どものうち、「保育を必要とする事由」（6ページ参照）を有し、保育の必要性の認定を受けたお子さまに限ります。

★ 無償化に関する市ホームページ ★

都留市役所 (<https://www.city.tsuru.yamanashi.jp>) ⇒
つるし子育て応援サイト ⇒ 場面別で探す（預ける）⇒
幼児教育・保育の無償化について



20. 申請書の記入例



様式第1号(第3条関係)

子どものための教育・保育給付認定申請書・現況届兼特定教育・保育施設等利用申込書

都 留 市 長 様
都留市福祉事務所 様

(新規・継続・転園)

【申請・申込みにあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、子どものための教育・保育給付の審査及び申請者や同居の家族の市町村民税課税状況の確認にあたって、官公署等に対し必要な文書の閲覧又は資料及び情報の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、教育・保育給付認定や利用者負担額(以下「保育料」といいます。)等に関する情報として、申請子どもが利用する施設に提供することがあります。
- 申請子ども及び申請子ども以外の子どものに係る保育料(過去の分を含む。)に滞納がある場合は、納付計画等について納付相談を行った上で教育・保育給付認定等の決定を行います。
- 保育料を滞納した場合は、児童手当法第22条の規定により、申請子どもの父又は母が受給する児童手当・特例給付から当該保育料を特別徴収します。(申請子ども以外の子どものに係る保育料に滞納がある場合も同様です。)
- 保育料の納入に応じない場合は、地方税の滞納処分の例により、給与や預金等の財産を差押える場合があります。(申請子ども以外の子どものに係る保育料に滞納がある場合も同様です。)
- 必要に応じ、保護者、申請子ども及び同居の家族の個人番号(マイナンバー)の提出を求める場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

上記のことに同意し、子ども・子育て支援法第20条第1項及び第22条の規定に基づき、次のとおり申請(届出)する(都留市保育の必要性の認定に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり特定教育・保育施設等を利用する旨を申請する。)

必ずお読みください。

保護者(申請者)	フリガナ	ツル ハルオ	申請子どもとの続柄	父	(申請日・申込日)	●● 年 ●● 月 ●● 日
	氏 名	都留 春男				
	居住地(現住所)	〒402-8501 都留市上谷1-1-1	住所(住民登録地)			
申請子ども	連絡先	自宅 0554-43-1111	携帯:父・母・その他() 090-1234-5678	携帯:父・母・その他() 080-1234-5678		
	申請日の前年1月1日現在の住所地	居住地と同じ □ 上記住所と同一		申請日の前々年1月1日現在の住所地	居住地と同じ □ 上記住所と同一	
	フリガナ	ツル ナツオ	性別	男	生 年 月 日	4月1日現在年齢 障害の有無
申請子ども	氏 名	都留 夏男	男	●● 年 4 月 23 日	1 歳	有 (無)
	現在通園している保育園等(継続・転園の場合)	利用希望期間 ●● 年 4 月 1 日 から 小学校入学前まで 年 月 日まで				
	保育の希望 ※1	有 (無) ※ 保育(2号・3号)認定を希望する場合は「有」に、教育(1号)認定を希望する場合は「無」に○を付してください。				
申請子ども	利用希望の保育園等(新規・転園の場合)	第1希望 ●●保育園	第2希望 △△保育園	第3希望 ☆☆幼稚園	きょうだい 同時入所 (申請)の有無	
	希望理由	自宅から近いため	保育方針が合っているため	教育方針が合っているため	有 (無)	
	保育を必要とする理由(※1で「有」の場合は、該当項目にレ点を付し、利用希望日、希望保育時間等を記入してください。)					
父	就労	妊娠・出産	疾病・障害等	介護・看護	災害復旧	
	求職活動・起業準備	就学・職業訓練	育児休業	その他		
	母	就労	妊娠・出産	疾病・障害等	介護・看護	災害復旧
利用希望日(該当に○)	月	日	時	分	秒	
	月	日	時	分	秒	
	月	日	時	分	秒	

※ 裏面も必ず記入してください。※

【市審査欄】

認定区分	1号・2号・3号・否	世帯区分	母子・父子・障害・生保	きょうだい入所	有・無
認定事由	就労・妊・疾・介・求・就学・育・他	判定者	父・母・その他()		
期 間	年 月 日 から 年 月 日	利用時間	支給認定証		
備 考		標準・短			



【裏面】

申請者	氏名(フリガナ)	生年月日	続柄	障害	就労・通学・通園先又は単身赴任先
申請者 子どもの 保護者及び 同居者	1 ツル ハルオ 都留 春男	大正 昭和 平成 令和 ● 年 ● 月 ● 日	父	有 無	自営業
	2 ツル アキコ 都留 秋子	大正 昭和 平成 令和 ● 年 ● 月 ● 日	母	有 無	●●役場
	3 ツル タロウ 都留 太郎	大正 昭和 平成 令和 ● 年 ● 月 ● 日	祖父	有 無	自営業
	4 ツル ハナコ 都留 花子	大正 昭和 平成 令和 ● 年 ● 月 ● 日	祖母	有 無	自営業
	5 ツル フユミ 都留 冬未	大正 昭和 平成 令和 ● 年 ● 月 ● 日	叔母	有 無	株式会社●●
	6	大正 昭和 平成 令和 年 月 日		有・無	

世帯の状況

☐ 母子世帯 ☐ 父子世帯 ☒ 障害者を有する世帯（該当者の身体障害者手帳等のコピーを添付してください。）
☐ 生活保護申請中 ☐ 生活保護受給中（保護開始日： 年 月 日） ☐ いずれにも該当しない

保育の必要性の申立

表面の「保育を必要とする理由」でレ点を付した項目について記入してください。

		父親の状況	母親の状況
保育 の 必 要 性 の 理 由	① 就労	就労種別 ☒ 居宅外労働 ☒ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☒ 中心者 ☒ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他()	☒ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他()
		通勤手段 ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☒ 自動車 ☐ 電車 ☐ その他() ※複数手段がある場合は全てに○を付けて下さい。	☒ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☐ 自動車 ☒ 電車 ☐ その他() ※複数手段がある場合は全てに○を付けて下さい。
		通勤時間 約 15 分（片道の時間を記入してください。）	約 50 分（片道の時間を記入してください。）
	② 妊娠・出産	出産(予定)日 年 月 日	
	③ 疾病・障害等	(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無	(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無
	④ 介護・看護	「同居親族の介護・看護に関する申立書」を添付してください。	
	⑤ 災害復旧	(災害の状況)	
	⑥ 求職活動 起業準備	「求職活動・起業準備に関する申立書」を添付してください。	
	⑦ 就学・ 職業 訓練	通学手段 ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☐ 自動車 ☐ 電車 ☐ その他() ※複数手段がある場合は全てにレ点付して下さい。	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☐ 自動車 ☐ 電車 ☐ その他() ※複数手段がある場合は全てにレ点付して下さい。
		通学時間 約 分（片道の時間を記入してください。）	約 分（片道の時間を記入してください。）
就学の 目的 ☐ 卒業後就労するため ☐ その他()		☐ 卒業後就労するため ☐ その他()	
就学期間 年 月 日から 年 月 日		年 月 日から 年 月 日	
⑧ 育児休業	「育児休業中の継続利用申立書」を添付してください。		
⑨ その他	「保育の必要性に関する申立書」を添付してください。		
添付書類 証明書類は、証明日から 3か月以内のものを提出 してください。		理由 理由 理由 理由 ※必要に応じ、上記の理由を記入してください。	

給付費の支給認定を受けた全ての保護者さまに「給付認定通知書」を交付しますので、通常、「給付費支給認定証」は必要ありませんが、市外の保育園等を利用する場合に提示を求められる場合があります。

○ 子どものための教育・保育給付費支給認定の交付について

給付認定の際に「子どものための教育・保育給付認定通知書」のほか、「子どものための教育・保育給付費支給認定証」の交付を希望しますか。	☐ 希望する ☒ 希望しない ※未記入の場合は、希望しないとみなします。
---	--

21. よくある質問 (Q&A)

Q. 定時入園（4月入園）の申し込みは、早い方が入園しやすいですか。

A. 入園の決定は、先着順ではありません。しかし、申込書類に不備や不足があると、受け付けできないこともありますので、受付期間内の早い時期の申し込みをお願いします。

Q. 入園希望の園へ見学に行き、入園についての話もしました。入園できますか。

A. 入園確定ではありません。入園については、申し込み書類により、世帯の状況等を考慮して市が決定します。見学については、市内には私立の園が多く、保育方針や保育目標が様々です。園の特徴や雰囲気、環境等を直接確認していただくためにも、みなさんをお願いしています。

Q. 保護者が休みの日に、子どもは園を休ませることができますか。

A. 問題ありません。保育園、認定こども園の保育部は、保護者が就労している等により、日中子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

Q. 今は働いていませんが、子どもが入園したら働きたいと考えています。職場が決まっていなくても、保育園や認定こども園の入園申し込みはできますか。

A. できます。「求職活動」を事由に入園の申し込みをしてください。職場が決まりましたら「就労」の事由に変更する手続きを取ってください。なお、「求職活動」の認定期間は、原則3ヶ月となっています。4月入園の場合は、6月末までの認定となります。

Q. 転職して就労時間が長くなりました。現在短時間保育ですが、標準時間に変更できますか。

A. 就労証明書により判断します。変更希望月の前月末までに、変更後の就労証明書と認定変更申請書を提出してください。就労の状況によっては、希望されても変更できない場合もあります。



Q. 子どもが保育園に通っていますが、仕事を辞めてしまいました。保育園は退園になりますか。

A. 仕事を辞めても、再度就労する意思がある場合は、すぐには退園にはなりません。保育を必要とする事由を「求職活動」に変更する手続きを取ってください。就労が決まりましたら再び「就労」に事由の変更をしてください。

なお、認定こども園の3歳以上児の場合は、園に空きがあれば1号認定に変更することも可能です。

Q. 入園後に下の子を妊娠しました。育児休業中は上の子は退園になりますか。

A. 「就労」の事由で入園し、その後、「妊娠・出産」に事由変更し、「育児休業」に入った場合は引き続き利用が可能です。「育児休業」へ変更する手続きも忘れずにお願いします。

なお、育児休業での認定は最長2年間です。

Q. 入園せずに家で面倒をみていますが、下の子を妊娠しました。下の子の妊娠・出産期間に入園することはできますか。

A. 「妊娠・出産」を事由に、産前6週の月から産後8週の日の翌日の月末まで入園可能です。期間終了後は退園となります。

Q. 市外に引っ越しをしますが、引き続き在園できますか。

A. 都留市内に職場がある場合や都留市内に実家があって、祖父母に送迎をお願いする場合、引っ越し先の保育園に空きがない場合などに限り、引き続き在園可能です。ただし、1号認定の場合は、このような事例に限らず引き続き在園可能です。いずれの場合も、転出時に「退所届」の提出が必要です。また、転入先の市町村では都留市の園に通う手続きが必要になります。

Q. 保育料は、公立の保育園と私立の保育園で違いますか。

A. 違いはありません。ただし、教材費や保護者会費等徴収する場合があります、園によって金額も違います。また、指定の園服や体操着がある園もありますので、詳しいことは各園にお問い合わせください。



22. 地域子ども・子育て支援事業等について

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って、地域における子育てを支援する事業です。

都留市では以下の事業（抜粋）を実施していますので、お気軽にご利用ください。

■ 一時預かり事業

保育園等を利用していないお子さまを持つ保護者の方が、日常生活上の突発的な事情や社会参加などで、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援を目的に一時的にお子さまを預かる事業です。

- 実 施 施 設： 都留市地域子育て支援センター（田原交流センター nicot 1 階）
（はぐっと） ☎0554-67-8321
開地保育園 [小野 623 ☎0554-43-3647]、
長生保育園 [下谷 2954-3 ☎0554-45-0683]
- 対 象 児 童： 小学校未就学児（0 歳児のお子さまの受け入れは施設によって月齢が異なります。）
- 利用方法等： 利用料金、利用時間、申込み方法等は、実施施設にお問い合わせください。

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

主に乳幼児期の子どもと子どもを持つ親が交流を持つ場で、子育て中の保護者の皆さんが、安心して子ども達と一緒に遊べる場所を提供する事業です。

無料で利用することができ、子どもとの関わり方や育児相談など、常駐する保育士等が相談に応じるほか、子育てに関するさまざまな情報の発信やあそびを提供しています。

- 実 施 施 設： 都留市地域子育て支援センター（田原交流センター nicot 1 階）
（はぐっと） ☎0554-67-8321
ひまわり幼稚園子育て支援センター（つる 2-3-23）
（子どもの部屋） ☎0554-43-4194
開地保育園子育て支援センター（法能 1126）
☎090-3215-3647
心のそだち being [朝日曽雌 1798 ☎0554-48-2053]
- 対 象 者： おおむね 0 歳から 3 歳の子ども、保護者、妊婦さん等
- 利 用 方 法 等： 開所日・開所時間等は、実施施設にお問い合わせください。



■ 病児・病後児保育事業（事前登録が必要です。）

保護者の方が勤務等の都合により自ら看護を行うことが困難なときに、病院等に併設した専用の施設で病氣中や病氣の回復期にあるお子さまを預かる事業です。

- 対 象 年 齢 ： 生後 4 ヲ月から小学校 6 年生まで
- 保 育 時 間 ： 月曜日から金曜日 8 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分
(年末年始、武井クリニックの休診日はお休み)
- 利 用 料 金 ： 1 日 1,000 円 (市内住民)、1 日 1,500 円 (市外住民)
- 問 合 先 ・ 実 施 場 所 ： 病児保育室 なかよし (武井クリニック) ☎0554-45-6847

■ 休日保育事業（事前登録が必要です。）

保護者が就労等の都合により家庭での保育を行うことが困難なお子さまや病氣の回復期（熱などの症状は無いが内服中であるなど）のお子さまを預かる事業です。

- 対 象 年 齢 ： 1 歳から小学校 6 年生まで
- 保 育 時 間 ： 土曜・日曜・祝祭日 8 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分
(年末年始はお休み)
- 利 用 料 金 ： 1 日 3,000 円
- 問 合 先 ・ 実 施 場 所 ： 病児保育室 なかよし (武井クリニック) ☎0554-45-6847

■ ファミリー・サポート・センター事業

「上の子の受診の間、下の子をみてほしい。」「仕事のため子どもの習い事へ送迎ができないので送迎をしてほしい。」など、子育てで何か困った時、手助けしてほしい人（依頼会員）と手助けできる人（提供会員）が会員になり、地域の中で子育てを支え合う事業です。

- 会員登録 ： いつでも受け付けています。下記までお問い合わせください。
- 登録要件 ： （依頼会員）都留市に住所を有する方、又は市内に通勤をしている方
(提供会員) 都留市に住所を有し、心身ともに健康な 2 0 歳以上の方で
保育サポーター養成講座を修了した方
- 対象年齢 ： 生後 3 ヲ月から小学校 6 年生まで
- 利 用 料 ： 1 時間 5 0 0 円～7 0 0 円
(利用時間帯により料金が変わります。また、援助に必要なものや交通費等は依頼会員の負担となります。)
- 利用時間 ： 6 時～2 2 時
- 問 合 先 ： 都留市中央 3 丁目 8 - 1 都留市まちづくり交流センター 1 階交流室
☎ 0 5 5 4 - 4 3 - 1 3 3 0
- 受付時間 ： 火曜日から土曜日 9 時 00 分から 17 時 00 分
(祝祭日、12/29～1/3 は除く。)

子育ての

経済的な面

を

ささエール



- ◆ 高校生までの医療費無料
- ◆ 妊産婦乳幼児検診タクシー無料
- ◆ マタニティタクシー分娩時無料
- ◆ 他市へ里帰りの際の妊産婦健診・新生児聴覚検査費用助成
- ◆ 不妊・不育症治療の助成
- ◆ 産前産後ケアセンター利用料の助成
- ◆ 高校生まで小児インフルエンザ予防接種助成

などなど

こども家庭センターについて
詳細はこちら



子育て楽しいな！子どもがかわいいな！



子育ての

心

と

身体

を

ささエール

- ◆ 子育て応援ヘルパー(利用料助成あり)
- ◆ 子育てアプリ「子育てつ〜る」
- ◆ 保育園・認定こども園が充実
- ◆ 学童保育・放課後子ども教室が充実
- ◆ 子育て支援センター、ほっこりルーム(未就園児の親子の居場所で保育士等に相談できる)
- ◆ ファミリーサポートセンター
- ◆ 一時預かり事業

などなど



こども家庭センター

児童福祉機能

- ◇ 子どもや家庭の問題に関する相談支援
- ◇ ヤングケアラーに関する相談支援
- ◇ 親子関係の形成に向けた相談支援など

母子保健機能

- ◇ 子どもの健康など子育ての不安や悩み相談
- ◇ 妊娠期から出産・子育てまで一貫したの伴走型相談支援など

一体的な

相談支援体制

de

ささエール

いつでもどこでも

子育て応援アプリ
「子育てつ〜る」で
オンライン相談
はじめました！！

ひと集い 地域の中で子どもが健やかに のびのび育つ まちづくり

～親子がもっと笑顔に！！～

母子健康手帳アプリ母子モ 「子育てつ〜る」

子育てにより添う



子育てつ〜るで できること!! こんなにあります

1

予防接種モ!



予防接種のスケジュール管理&通知

2

街の育児情報モ!

お住まいの地域情報が手元に届く

3

ぱぱ、ママ、じーじ、ばーばモ!

ファミリーで共有機能

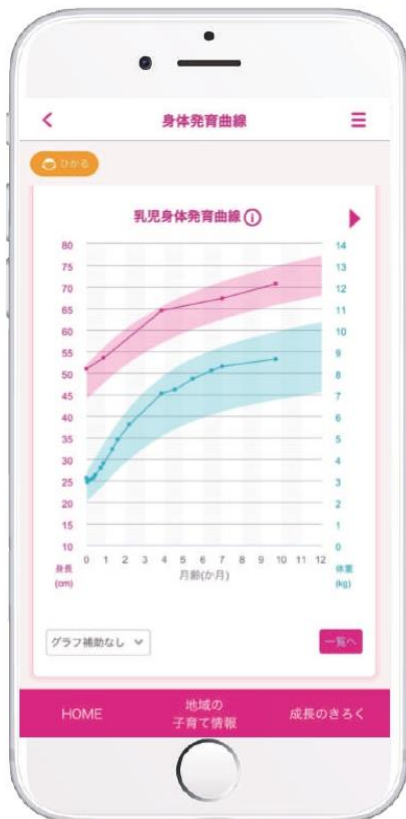
子育てのかわいい姿はあつという間!
離れていても家族間で成長を見守ることができます。

4

成長記録モ!

定期健診の数値も自動グラフ化

わざわざ母子手帳を開かなくても、必要な時に
アプリで子どもの成長記録をグラフで確認できます。



5

できた日の記録モ!

出来たよ記念日を記録&LINEで送信

毎日が何かの「はじめて記念日」
成長に合わせた項目に、写真を合わせて記録!
さらに家族やお友達にLINE送信もできる!



6

成長に沿ったアドバイスモ届く!

あなたへのお役立ちアドバイス



はいはいも少しずつできるようになってきます。なんでも口に入れて確かめたい時期なので、口に入れたら危険なものがないか、もう一度家の中を確認してください。一緒にはいはいのポーズで遊んでみるのもいいかもしれません。

7

子どもの救急相談モできる!!

病院に行く?様子を見る?参考になる。



8

初めての子育て動画、安産動画モ!

動画で分かりやすくサポート!

安産ピラティス動画や、
初めての子育て動画として沐浴・おむつ交換・離乳食など
見ることができます!!

9

妊娠期から記録モできる!!

妊婦健診記録体重管理グラフあり!

出産前や、第2子以降の妊婦管理用の機能も充実しているので
育児中以外でも活用できます。



10

市内子育て支援施設の検索モできる!!

お住まい地域の子育て施設をカンタン検索



11

出産、子育てについての相談がスマホ・タブレット
・PCでご自宅からビデオ通話で相談モできる!!

出産、子育て等についての相談がビデオ通話可能!

母子手帳アプリ「母子モ」から簡単に申込みできます!



ご利用方法はこちら!

1

「母子モ」をダウンロード

アプリストアで「母子モ」で検索!もしくはQRコードからダウンロード!!



2

母子モからオンライン相談予約メールを送付

- ・母子モから「オンライン相談はこちらから」バナーをタップ。
- ・利用方法等を確認し「オンライン相談予約メール送信はこちらから」をタップ。
- ・相談先をタップしてメールが起動したら、氏名や相談希望日時などの必要事項を記入。
- ・記入内容に間違いがないか確認のうえ、メールを送信してください。

※通信料は利用者負担になります。



3

都留市からメールを受け取る

後日、都留市から「件名: オンライン相談の日程について」がメールで返信されるので、
相談当日まで保管してください。

4

予約当日にオンライン相談を行う

- ・相談日時に都留市からメールで届いた「件名: オンライン相談の日程について」内のURLをタップ。
- ・選択されているマイクとスピーカーに問題なければ「入室」をタップ。
- ・職員とお互い準備が完了したら相談開始です。



Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Storeは、Apple Inc. のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。
※このアプリは電子ならではの便利な機能を使って紙の母子健康手帳を補完するものです。健診や予防接種の時は母子健康手帳が必要です。
※掲載している画面イメージは、アプリの画面や機能がアップデートすることで実際と異なる場合があります。

サービスに関するお問い合わせ

株式会社エムティアイ コンタクトセンター
E-mail: boshi_info@cc.mti.co.jp

その他お問い合わせ

いきいきプラザ都留 都留市 健康子育て課
電話: 0554-46-5113 受付時間: 8:30 ~ 17:15 (土日祝祭日は除く)

23. その他

■ 就労証明書の様式について

保育所等の利用申請手続きに要する就労証明書については、多数の市町村の様式に記入する企業等事業所の負担が大きいことから、国において改めて標準的な就労証明書の様式に統一しました。本市においても、令和 6 年 10 月から、統一された標準的な様式の就労証明書に変更しました。

- ※ 都留市役所ホームページ（[www//city.tsuru.yamanashi.jp](http://www.city.tsuru.yamanashi.jp)）⇒ つるし子育て応援サイト ⇒ 場面別で探す（預ける）⇒ 入園に関するご案内 よりダウンロードすることができます。
- ※ 勤務先の事業所等へ就労証明を依頼される際には、「就労証明書記載要領」を証明書発行のご担当者さまへ提出してください。

■ その他

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。



○ お問い合わせ先

都留市役所 福祉保健部健康子育て課 保育担当

〒402-0051 都留市下谷 2516-1 いきいきプラザ都留内
T E L : 0554-46-5113（代）内線 101・102
F A X : 0554-46-5119
e-mail : hoiku@city.tsuru.lg.jp



地域子育て支援センター

都留市おやこdeつどEメールMAP

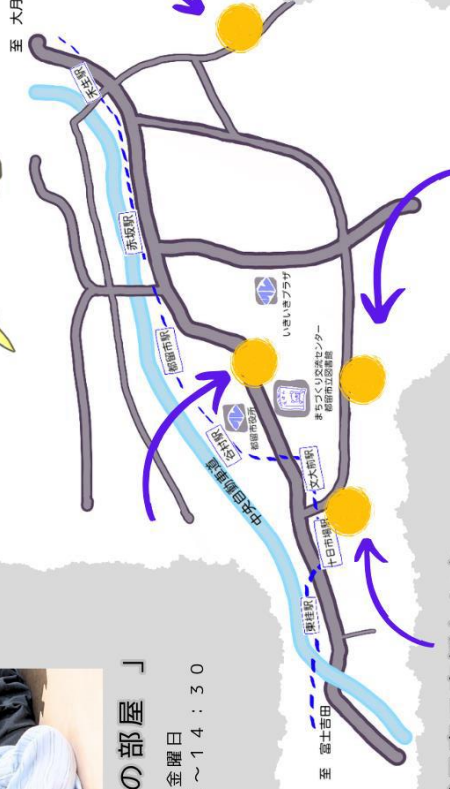


どきどき&わくわく いっしょにあそぼっ!!



ひまわり幼稚園「子どもの部屋」

【開館日】月曜日～金曜日
【開館時間】9:30～14:30
都留市つる2-3-23
0554-43-4194



すきなこと みーつけた!

心のそだちbeing

【開館日】月曜日、火曜日
木曜日、金曜日
【開館時間】9:30～12:00
12:00～14:30
どちらか1回でお願いします
都留市朝日管離1798
0554-48-2053



都留市地域子育て支援センター

「はぐっと」

【開館日】火曜日～日曜日
【開館時間】9:00～12:00
13:00～17:00

都留市田原4-5-32
田原交流センター
nicot 1階
0554-67-8321



「来てよかったね」
みんな ほんと えがおになれる場所

開地保育園子育て支援センター

【開館日】月曜日～金曜日
【開館時間】9:00～14:00
ランチスペースあり
都留市法能1126
090-3215-3647



アットホームなみんなの居場所
～いなかの実家～